

令和 8 年第 1 回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和 8 年 3 月 2 日

報 告

報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償その 1）

報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償その 2）

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償その1）

市管理樹木の折れ枝が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月2日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和8年1月30日午前1時30分頃、瑞穂市本田106番地先の市道2-1001号線の道路上を南進中の相手方自家用車が、市管理樹木の折れ枝に接触し、フロント部分を破損した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものの。

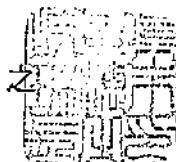
専決第2号

専 決 処 分 書

令和8年1月30日の瑞穂市本田106番地先における市管理樹木の折れ枝が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年2月17日

瑞穂市長 森 和



1 相手方

岐阜県瑞穂市馬場前畑町

2 事故の概要

令和8年1月30日午前1時30分頃、瑞穂市本田106番地先の市道2-1001号線の道路上を南進中の相手方自家用車が、市管理樹木の折れ枝に接触し、フロント部分を破損したもの。

3 和解の内容

相手方の損害額351,000円のうち、市側が140,400円を支払うものとする。

報告第2号

専決処分の報告について（損害賠償その2）

瑞穂市消防出初式による一斉放水が原因で発生した車両損害事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月2日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和8年1月11日午前10時45分頃、瑞穂市消防出初式による一斉放水の際、放水された着色水が強風により、瑞穂市宮田300番地2地先の県道曾井中島美江寺大垣線の道路上を走行中の相手方自家用車にかかり、コーティング剤に浸透し色が落ちなくなった事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものの。

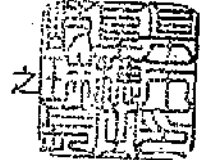
専決第3号

専 決 処 分 書

令和8年1月11日の瑞穂市消防出初式による一斉放水が原因で発生した車両損害事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年2月24日

瑞穂市長 森 和



1 相手方

岐阜県大垣市禾森

2 事故の概要

令和8年1月11日午前10時45分頃、瑞穂市消防出初式による一斉放水の際、放水された着色水が強風により、瑞穂市宮田300番地2地先の県道曾井中島美江寺大垣線の道路上を走行中の相手方自家用車にかかり、コーティング剤に浸透し色が落ちなくなったもの。

3 和解の内容

相手方の修繕費319,966円全額を市側が支払うものとする。